

4. その他

送出国との取決めについて

現行

問題点

- 制度趣旨を十分に説明しないまま実習生を募集、選別したり、実習生から不当な金銭(保証金や違約金等の名目)の徴収等を行う不適正な送出国機関が存在。
- こうした不適正な送出国機関を排除するための国レベルでの取決めが無い。

参考:JITCOの取組み

- JITCOが自主的な事業として送出国政府と討議議事録(R/D)(※1)を作成し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進のために相互に協力する事項(※2)を確認。

※1 アール・ディー。Record of Discussionの略。15か国と作成。認定送出国機関は1,198機関(平成29年2月15日現在)。

※2 送出国政府が適切と認める送出国機関を認定すること,送出国の技術動向等に関する情報提供をすること,実習生に生じた問題の解決に努力すること等を規定。

新制度

方針

- 実習生の送出しを希望する国との間で、国レベルでの取決めを順次作成することにより、送出国と協力して不適正な送出国機関の排除を目指す。

取決めの主な内容として想定される事項

- ① 適正な送出国機関を送出国政府が認定。
- ② 送出国政府から認定された送出国機関以外の機関からの実習生受入れを認めない。
- ③ 送出国政府に対する、問題のある送出国機関への調査、指導監督の要請
- ④ 実習生の帰国後における技能移転の状況などに関するフォローアップ調査への協力要請
- ⑤ 失踪者が発生した場合の対応

※認定された送出国機関は、機構のホームページで随時公表していく予定

不正行為に対する実務の流れ

現 行

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

技能実習生に対する保護方策

1 管理監督体制の強化

- 監理団体の許可制
- 技能実習計画の認定制
- 機構や主務大臣による実地検査

2 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も予定。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も想定。
- 実習生本人の希望や緊急性・必要性等を考慮して一時退避先を提供する仕組みも検討。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条,33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 法違反事実の主務大臣への申告権明記

- 実習実施者や監理団体に法違反事実がある場合、技能実習生は主務大臣に申告できることを法律に明記(49条)。
- 申告を理由とする不利益取扱いに対する罰則も整備。

3 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項)	
	⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項)	
	⑥ 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする <u>技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。